さいたま市告示第２３５号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和６年２月１日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　企画提案書の招請に付する事項

⑴　件名

さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）

⑵　履行場所

さいたま市域内

⑶　業務概要

生活困窮世帯の子どもに対して、貧困の連鎖の防止を目的とし、学習支援や居場所の提供等の支援を行う。

⑷　履行期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

⑸　予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は３６，１２１，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

２　企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1)　本招請日において、令和５・６年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」又は「その他」で登載されている者であること。

(2)　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ　中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと

(3)　本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4)　本市又は他の人口２０万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実

施要綱（令和元年厚生労働省社会・援護局長通知社援発０７０４第１号別紙）に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

３　企画提案に係る実施要領等の交付

⑴　交付方法

ア　窓口にて配布

イ　さいたま市ホームページからダウンロード

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p078084.html

⑵　交付期間

本招請日から令和６年３月４日（月）午後４時まで

４　参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

⑴　提出書類

参加意思表明書　１部

⑵　提出期間

本招請日から令和６年２月１５日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで）

⑶　提出場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４（さいたま市役所２階）

さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課

担当　自立支援係　電話　０４８（８２９）１８４６

⑷　提出方法

持参

５　質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

⑴　受付期間

本招請日から令和６年２月１５日（木）午後４時まで

⑵　受付方法

ア　電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス　seikatsu-fukushi@city.saitama.lg.jp

イ　電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ　提出先・到達確認に関する問い合わせ先

４⑶に同じ

⑶　質問に対する回答公開期間

令和６年２月２１日（水）から令和６年３月４日（月）まで。

⑷　回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p078084.html

6　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

ア　企画提案書（１３部）

イ　見積書

⑵　提出期間

令和６年２月２２日（木）から令和６年３月４日（月）まで（休日を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで）

⑶　提出場所

４⑶に同じ

⑷　提出方法

持参

⑸　無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア　２に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ　虚偽の記載をした企画提案書

ウ　審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ　１⑸に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ　プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7　業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市生活困窮者学習支援業務委託（小学生対象）選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8　その他

⑴　最優秀提案者特定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

⑵　本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。

⑶　この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

⑷　提出された企画提案書等は、返却しない。

⑸　企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。

⑹　詳細は、実施要領による。

9　連絡先

さいたま市浦和区常盤６－４－４

さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課自立支援係

電話　　０４８（８２９）１８４６

ＦＡＸ　０４８（８２９）１９６１

福祉局生活福祉部生活福祉課
掲示期間：令和６年２月１日（木）～令和６年２月１５日（木）